

第27回 安来市農業委員会議事録

平成28年9月21日 午後2時00分 第27回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番 小林 智弘君	2 番 安松 智君	3 番 青藤 治道君	4 番 大櫃 和則君
5 番 板垣 裕志君	6 番 藤原 明紀君	7 番 秋間千枝子君	8 番 増田 和夫君
9 番 北川 正幸君	10 番 伊藤 聡彦君	11 番 山本 朝來君	12 番 長谷川雅博君
13 番 新田 里恵君	14 番 根來 茂樹君	15 番 永田 正満君	16 番 塩見 秀雄君
17 番 富田由美子君	18 番 谷川 忠美君	19 番 妹尾 茂君	20 番 田邊チカ子君
22 番 板金 悟君	23 番 渡邊 克実君	24 番 小川 聡君	25 番 岩田 繁樹君
26 番 佐々木吉茂君	27 番 山崎 雅三君	28 番 加藤 昭彦君	29 番 宮本 重徳君
30 番 福田 渉君	31 番 岡田 一夫君	32 番 吉村 正君	33 番 小藤 昇君
34 番 渡邊 憲治君	35 番 齋藤 哲君	36 番 田中 通夫君	37 番 渡辺 和則君

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 細田 正樹君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 9月21日 1日
日程第 3	議第105号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第106号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第107号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第118号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	報第119号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 8	報第120号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第 9	報第121号 公共事業に伴う廃土処理に係る届出について
日程第10	報第122号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第27回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。

それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。

初めに、田中会長のあいさつをお願いいたします。

議長：田中 通夫君

【挨拶】

議長：田中 通夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第21条第3項に基づき定足数に達しましたので、第27回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：田中 通夫君
欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君
ありません。

議長：田中 通夫君
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により16番 塩見委員、18番 谷川委員を指名いたします。

議長：田中 通夫君
日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：田中 通夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：田中 通夫君
日程第3 議第105号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君
2ページをご覧ください。議第105号 農地法第2条の規定による非農地証明願について 上記のことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。

1番の案件は、昭和40年初めに申請人の親戚が、申請人から農地の一部を提供してもらい、そこへ住宅を建築し、現在に至っています。また、その残地に、申請人が昭和42年から43年にかけて 杉を植林していましたが、昨年伐採され、現在は大きな切株が多数残っている状態となっているものです。
以上です。

議長：田中 通夫君
事務局の説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。6番の案件について 6番 藤原委員 お願いします。

6番 藤原 明紀君
6番 藤原です。1番の案件について申請場所の説明をします。国道9号線と県道広瀬荒島線の交差点から広瀬方面へ約5km行ったところに飯梨小学校があります。飯梨小学校の校門前を北西の方向約1km、さらに北の方向に約1.5km行ったところが申請場所です。以上です。

議長：田中 通夫君
次に現地調査6班の調査報告を30番 福田委員 お願いします。

30番 福田 渉君

30番 福田です。今月の調査班は6班で谷川班長をはじめ、齋藤委員、渡邊憲治委員、秋間委員、青藤委員と私の6名、事務局より細田主査に同行いただき、昨日9月20日午後1時30分より事務局で説明を受けた後、現地に向かいました。それでは、本案件の非農地証明の現地調査について報告します。現地では地元委員の藤原委員より説明を受けました。利用状況は宅地と杉林ということです。建物については、昭和30年頃に親戚の人が火災を起こされた後、当分の間は親戚宅で同居していましたが、昭和42年頃に申請土地の一部を提供してもらい、自宅を新築し現在も居住しているものです。また、杉の植栽も同じ時期に行われましたが、昨年伐採され、現在は切り株が残っています。また、申請場所は山間部であり、切り株が多く残っていることから、農地へ復元することは難しいと考えます。以上のことから、調査班としては非農地が妥当と判断をしました。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議長：田中 通夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第4 議第106号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

5ページをご覧ください。議第106号 農地法第3条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は3件で、全て 所有権移転 に関する案件です。現地調査の確認につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、自作地相互の交換 のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は約500m、必要な農機具はトラクター、田植機、コンバインをそれぞれ1台所有しています。また、労働力は本人と妻、母の計3人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、交換により無償です。

2番は自作地相互の交換のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に①から④までの各要件については、満たしております。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は約1km、必要な農機具はトラクター、田植機を各1台、コンバインを3人で共有しています。また、労働力は本人と妻、母の計3人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、交換により無償です。

3番は、耕作不能による経営拡大のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関

して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は徒歩で1分以内、ロ. 必要な農機具は、耕運機を2台、軽トラック1台を所有しています。また、労働力は本人、1人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、3筆合わせて213,500円です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番と2番の案件について4番 大櫃委員、3番の案件について31番 岡田委員 お願いします。

4番 大櫃 和則君

4番 大櫃です。1番案件と2番案件について説明します。申請場所ですが、国道9号線の赤江大橋があります。その右岸側の堤防を北上し、約1.5kmのところに農免道路の東赤江大橋があります。その東赤江大橋から安来方面へ約300m行き、通称別石川の川沿いに約200mのところが1番案件の申請場所です。そこから約300m下流に行ったところが2番案件の申請場所です。本案件の申請人はお互いに隣接農地を耕作しており、機械化により利便性が向上するということです。また、二人とも施設園芸を含めて意欲的に農業に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

31番 岡田 一夫君

31番 岡田です。3番案件について説明します。先ず、場所について説明します。安来方面から主要地方道安来伯太日南線を伯太方面に向かうと宇賀荘大橋があります。そこで左折し約50m行っところで、左側に元宇賀荘幼稚園の建物がありますが、その駐車場の隣が申請場所です。譲渡人は現在東京で生活しており、近年父親と祖父、祖母が続けて亡くなられ、現在管理する者がいないという状況です。譲受人は、以前、新規で就農され、農家となっています。本申請場所はその譲受人が耕作している隣接地になり、この度、経営拡大ということで農地を取得することになりました。そのため、周辺農地への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

日程第5 議第107号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

7ページをご覧ください。議第107号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第48条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページに案件の内容、9ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告させていただきます。

1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地（その他）と判断します。転用目的は、個人住宅で、権利の設定は所有権移転です。申請人は実家で同居していますが、子供達も大きくなり、手狭になってきましたが、増築するだけの広さがないため、実家に近いところで土地を探しましたが、農地以外には見つかりませんでした。そこで農地の所有者の同意が得られ、周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、住宅を新築するものです。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、1,560,000円です。

議 長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について26番 佐々木委員 お願いします。

26番 佐々木 吉茂君

26番 佐々木です。申請場所の説明をします。9ページの位置図をご覧ください。主要地方道安来伯太日南線を伯太庁舎前の信号機から南へ約200m行き、十字路から左に入り、約150m行ったところの左側が申請場所です。以上です。

議 長：田中 通夫君

次に現地調査6班の調査報告を30番 福田委員 お願いします。

30番 福田 渉君

30番 福田です。5条案件の現地調査の報告をします。現地では地元委員の佐々木委員から説明を受けました。個人住宅の案件で、造成については境界より30cm引いて、コンクリート壁を造り道路高まで盛り土をするということです。排水についてですが、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は既設排水路へ

流します。農地転用事業計画書、土地の登記事項証明書、位置図、公図、土地利用計画図、地元の同意書、土地改良区の意見書など書類も整っており、調査班としましては許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議 長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議 長：田中 通夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

日程第6 報第118号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

10ページをご覧ください。報第118号 農地法第5条の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。続いて11ページに届出の案件内容、12ページから14ページに届出位置図を掲載しておりますので、併せてご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、4件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、転用目的は、宅地で、権利の設定は2番の案件と交換による所有権移転です。

2番は、転用目的は、宅地で、権利の設定は1番の案件と交換による所有権移転です。

3番は、転用目的は、太陽光発電システムの設置で、権利の設定は賃貸借権の設定で期間は21年間です。この農地の対価は、年間90,000円です。

4番は、転用目的は、個人住宅建設で、権利の設定は所有権移転です。この農地の対価は、公開されていません。以上です。

議 長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番と2番の案件について、2番 安松委員、3番の案件について19番 妹尾委員、4番の案件について14番 根来委員お願いします。

2番 安松 智君

2番 安松です。1番と2番案件の場所を説明します。12ページの位置図をご覧ください。図上上の方東西に走っているのが、JR山陰本線です。JR安来駅から国道9号線を東へ約600m行ったところにあるのが、図上にあります和田踏切です。その踏切を南に渡り、安来インターの方向へ約200m行き西側にあるのが1番案件の場所です。さらに約100m先に行き、東側に入ったところ、ゴルフの練習場の前になりますが、ここが2番案件の場所です。2番案件の場所が土地区画整理事業の場所となっており、その農地の所有者が1番案件の場所で住宅建設という計画で交換するものです。以上です。

1 9 番 妹尾 茂君

1 9 番 妹尾です。3 番案件の場所を説明します。1 3 ページの位置図をご覧ください。出雲東部地区広域農道と主要地方道安来木次線との交差点から北へ向って約 1 k m 行ったところに切川バイパスとの分かれ目があります。そこを右に折れて約 3 0 0 m 行くと切川橋があります。切川橋を渡って約 3 0 m 行き右折し、さらに約 3 0 m 行ったところの右側が申請場所です。以上です。

1 4 番 根来 茂樹君

1 4 番 根来です。4 番案件の場所を説明します。1 4 ページの位置図をご覧ください。安来市街地から主要地方道安来木次線を広瀬方面に行き城谷橋を渡り、坂を下ったところの左側にクックロードというお店があります。これが図中真ん中より少し右上になります。ここから左折し約 3 0 m、さらに右折し約 5 0 m 行った右側が申請場所です。以上です。

議 長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君

日程第 7 報第 1 1 9 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

1 5 ページをご覧ください。報第 1 1 9 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第 2 1 条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。1 6 ページに届出内容を書載していますのでご覧ください。今月の届出については、1 件です。以上です。

議 長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君

日程第 8 報第 1 2 0 号 公共事業の施行に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

1 7 ページをご覧ください。報第 1 2 0 号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について 上記のことについて、別紙のとおり届出書の提出がありましたので報告するものです。1 8 ページをご覧ください。今月の公共事業に伴う農地一時転用の届出については 1 件です。転用理由につきましては、県道米子伯太線道路改良工事資材置き場として使用するものです。期間は、既に始まっていますが、平成 2 8 年 9 月 1 日から、平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日までとなっております。終了後は畑として利用されます。以上です。

議 長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君

日程第 9 報第 1 2 1 号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

19ページをご覧ください。報第121号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について 上記のことについて、別紙のとおり届出書の提出がありましたので報告するものです。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は1件で、安来市上下水道部より届出のあったものです。事業名は、須山福富地区連絡管布設工事（福富）で工期は既に始まっていますが、平成28年9月5日から12月20日までです。終了後は畑として利用されます。

議 長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君

日程第10 報第122号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

21ページをご覧ください。報第122号 土地改良区からの地目変更届出の通知について 上記のことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。22ページをご覧ください。土地改良区からの通知は、1件で、畑への地目変更です。以上です。

議 長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第27回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後2時40分)